



## Tax & Legal Newsletter

2021 年 2 月

※本ニュースレターは、英文ニュースレターの翻訳版です。  
日本語訳と[原文](#)（英文）に差異が生じた場合には、原文が優先されます。

### 海外から提供された電子的サービス（e-Services）に対する VAT 課税

タイ歳入局は、2021 年 2 月 10 日付の官報に改正歳入法（第 53 条）を掲載し、タイ国で VAT 登録をしていないサービス受領者が海外から提供された電子的サービスをタイ国内で使用した場合に VAT を課税する旨の税制改正を行いました。VAT 課税に関する本改正歳入法の規定は、2021 年 9 月 1 日以降に受領された収益及び支払われた費用に適用されます。本改正法の概要は以下のとおりです。

#### 定義の改正

「商品」とは、販売目的、使用目的、その他の目的にかかわらず、価値評価及び所有することが可能な有形又は無形の資産であり、輸入商品を含みます。当該定義上、インターネット又はその他のネットワークプラットフォームを介して提供される無形の資産は含まれません。

「電子的サービス」とは、インターネット又はネットワークプラットフォームを介する無形の資産の提供を含むサービスで、サービスの実質的な部分が自動的に提供され、かつ、インフォメーションテクノロジー（IT）を使用せずには提供することが不可能なサービスを指します。

「電子的プラットフォーム」とは、サービス提供者が電子的サービスのサービス受領者にサービスを提供するために使用するマーケットプレイス、チャンネル、その他のプラットフォームを指します。

#### 電子的サービスの提供者及びプラットフォーム運営者に対する VAT の要件

1. タイ国で VAT 登録をしていないサービス受領者に対して、タイ国内で使用される電子的サービスを海外から提供したサービスプロバイダーは、歳入局に VAT を送金する義務を有します。支払った Input VAT を預かった Output VAT から相殺することは認められません。
2. 電子的プラットフォームを介して海外から電子的サービスを提供しているサービス提供者については、電子的プラットフォームの運営者が、サービス提供者に代わり、各サービス提供者が提供する個々のサービスの詳細を示すことなく、総額ベースにて当該電子的プラットフォームを介した運営に係る VAT を送金する義務を負います。この場合、電子的プラットフォームの運営者は、サービス提供者と同様の要件と義務を負います。

#### 電子的サービスの料金支払者に対する VAT の要件

以下のケースのように、タイ国内で使用される電子的サービスを海外から提供する者に役務提供料を支払う者（一般的に、役務提供受領者）は、リバースチャージの方法により、VAT を歳入局に送金することが求められます。

- 電子的サービスの料金支払者がタイ国の VAT 登録者であるケース
- 料金支払者がタイ国の VAT 登録者であるか否かにかかわらず、電子的サービスの提供者が電子的サービス以外のサービスについても提供しているケース

#### VAT 登録義務の免除

タイ国内で使用されるサービスを海外から提供する事業者が以下の要件を充足する場合には、VAT 登録が免除されます。

- タイ国の VAT 登録者にのみ電子的サービスを提供する場合
- サービス受領者がタイ国の VAT 登録者であるか否かにかかわらず、事業者が電子的サービスの定義に該当しないサービスを提供している場合

#### タックスインボイス発行の禁止

タイ国の VAT 登録者ではない者に対して、タイ国内で使用される電子的サービスを海外から提供する事業者は、タックスインボイスを発行することが認められません。

#### COVID-19 関連の税制措置

タイ政府は、COVID-19 対策として、以下の税制措置を導入しています。

#### 2021 年度の土地建物税の減税

2021年1月31日付で、2021年度における一定の土地建物税に関する減税に関する勅令（第2号）が公表されました。本勅令には、以下に要約される内容が含まれています。

- 以下の土地及び建物に係る 2021 年度に賦課される土地建物税については、2019 年施行の土地建物税（状況に応じて、第 42 条又は第 95 条）に基づいて計算された税額に対して 90%相当額の減税が適用されます。
  - 農業用の土地又は建物
  - 居住用の土地又は建物
  - 農業用又は居住用以外の目的で使用される土地又は建物
  - 空き地又は遊休の土地又は建物
- 本減税措置は、2019 年施行の土地建物税の第 96 条及び第 97 条の適用対象となる既存の減税措置に影響を及ぼしません。

#### 居住用不動産に係る権利及び法的行為に要する登録手数料の減額

2021年1月26日付で、タイ内閣は、以下の内容を含む一定の居住用不動産に係る権利及び法的行為に要する登録手数料（以下「登録手数料」）の減額に関する措置を承認しました。

- 以下に掲げる不動産の譲渡については 2%から 0.01%に、不動産の抵当権設定については 1%から 0.01%に、それぞれ登録手数料が減額されます。
  - 土地開発に関する法律に基づいて土地開発業者から取得した戸建住宅、半戸建住宅、タウンハウス、又は商業用ビルの用地
  - 登録された事業者から取得した Condominium で、1 ユニット当たりの価値が 300 万バーツを超えないもの。ただし、物件の譲渡と抵当権設定に係る登録が同時に行われるもの
- 本減額措置は、内務省通達官報に掲載された日の翌日から 2021 年 12 月 31 日まで有効です。

#### 電子申告による場合の個人所得税、源泉税及び VAT の期限延長

2021年1月26日付で、タイ内閣は、源泉税と VAT の申告及び納付期限を以下のとおり延長することを承認しました。

- 2021 年 2 月から 2021 年 6 月までの各月に申告期限が到来する源泉税申告書（PND.1、PND.2、PND.3、PND.53 及び PND.54）については、原則として支払が行われた月の月末から 7 日以内に提出することが求められているものの、当該申告書の提出月の末日まで提出期限が延長されました。ただし、当該延長措置は、オンラインプラットフォームを介して提出される申告書にのみ適用されます。
- 2021 年 2 月から 2021 年 6 月までの各月に申告期限が到来する VAT 申告書（P.P.30 及び P.P.36）については、原則としてそれぞれ各月 15 日及び 7 日までに提出することが求められているものの、当該申告書の提出月の末日まで提出期限が延長されました。ただし、当該延長措置は、オンラインプラットフォームを介して提出される申告書にのみ適用されます。

2021年1月28日付で公表された財務省通達により、原則として 2021 年 3 月中とされる 2020 年度の個人所得税申告書（PND.90 及び PND.91）の提出期限が 2021 年 6 月 30

日まで延長されました。ただし、当該延長措置は、オンラインプラットフォームを介して提出される申告書にのみ適用されます。

### e-Withholding Tax による場合の源泉税の軽減措置の延長

2021年1月12日付で、タイ内閣は、e-Withholding Tax を用いて行われる一定の支払に対して課される源泉税率を軽減する期間（5%若しくは3%から2%に軽減）を延長する旨の省令案を承認しました。当初の減税期間は2020年10月1日から2021年12月31日までとされていましたが、2022年12月31日まで延長されました。

### 貸倒損失が認められる基準値の引上げ

2021年1月19日付で、タイ内閣は、現在の経済環境をよりよく反映させるため、一定の基準値の引上げを含む、貸倒損失に関する課税上の取扱いと要件を改正する省令案を承認しました。本改正は、2020年1月1日以降に開始する事業年度の貸倒損失に遡及適用されます。その主な内容は、以下のとおりです。

1. 省令第186号第4項により、債務者1人当たり50万バーツを超える債権に適用される現行の貸倒損失に係る要件は、200万バーツを超える債権に適用されることとなります。
2. 省令第186号第5項により、債務者1人当たり50万バーツ以下の債権に適用される現行の貸倒損失に係る要件は、200万バーツ以下の債権に適用されることとなります。
3. 省令第186号第6項により、債務者1人当たり10万バーツ以下の債権に適用される現行の貸倒損失に係る要件は、20万バーツ以下の債権に適用されることとなります。
4. タイ中央銀行が定める要件によって100%の引当金が設定されている融資枠に係る債権について、金融機関が貸倒損失処理するための要件として、以下のような債務者であることが求められることとなります。
  - 元本又は利息の支払が360日以上又は12カ月以上残っている債務者、又は
  - タイ中央銀行が定める貸倒損失の基準を充足する債務者

### 適格基金に対する寄附金の二重控除

2021年1月12日付で、タイ内閣は、電子寄附システムを介して科学技術開発基金、科学研究イノベーション基金、計測システム開発基金、健康システム研究基金に寄附を行った場合、100%の追加控除（つまり、合計200%の控除）を認める勅令案を承認しました。本勅令案には、以下の内容が含まれます。

- 個人の場合、このような基金に対する寄附金の額の200%相当額（「二重控除」）が控除対象経費又は手当として認められます。ただし、控除対象となる寄附金の総額は、他の勅令で認められている二重控除の規定と合計したところで、個人の所得金額（全ての手当や控除を差し引いた後の所得金額）の10%相当額が限度とされます。
- 法人及びパートナーシップの場合、二重控除が損金として認められます。ただし、控除対象となる寄附金の総額は、他の勅令で認められている二重控除の規定と合計したところで、歳入法第65条 bis(3)(b)に基づく慈善、公益、教育、スポーツを支

援するために行われた寄附金の額を控除する前の法人の所得金額の 10%相当額が限度とされます。

- 二重控除の対象は、本勅令の発効日（本勅令が官報に掲載された際に提示）から 2022 年 12 月 31 日までの間に、電子寄附システムを介して行われた寄附金の額に限られます。

### 電子納税システムの改善費用に係る追加控除の延長

2021 年 1 月 12 日付で、タイ内閣は、法人又はパートナーシップが e-Tax Invoice、e-Tax Receipt、e-Withholding Tax System の改善又は開発のために要した費用を支出した場合、100%の追加控除（つまり、合計 200%の控除）を認める期間を延長する旨の勅令案を承認しました。本延長は、POS システムの導入に要する費用には適用されません。なお、追加控除が認められる期間は 2022 年 12 月 31 日（従前は 2019 年 12 月 31 日）まで延長されます。

### 電子文書に課される印紙税の現金納付手続

2021 年 1 月 15 日付で、一定の電子文書に課される印紙税の現金納付手続を規定する歳入局長官通達（第 61 号）が公表されました。主な手続の概要は、以下のとおりです。

- 本通達は、2019年7月1日から2021年12月31日までの間、法律で定義された電子文書に対して適用されます。
- 印紙税の納税義務者は、印紙税を現金で納付するための申請書（Aor.Sor.4 form）を提出することで、歳入局地方支所において印紙税を現金納付することを選択できます。
- 印紙税は、歳入局員が領収書と証憑書類を発行した時点で正式に支払われたものとみなされます。

### 債務整理の規則と基準

2020 年 12 月 30 日付で、勅令第 709 号（B.E.2563）に基づく債務整理の規則と基準に係る歳入局長官通達（第 29 号）が公表されました。本通達で定められた主な規則と基準は、以下のとおりです。

- 対象となる債務については、タイ中央銀行が定める金融機関の債務整理に関する措置及び規則に従うものである必要があります。
- 金融機関及び非金融機関の債権者及び債務者は、タイ中央銀行が定める金融機関の債務整理に関する規則に基づき、整理が必要な債務について、共同で債務残高確認書を作成する必要があります。当該債務残高確認書には、少なくともタイ歳入局長官通達に基づいて規定された内容が含まれている必要があります。
- 金融機関の債務者及び非金融機関の債権者は、以下の要件に基づく債務残高確認書を作成する必要があります。

- 権利・法律行為が登録されている地域の土地管理官に債務残高確認書を提出することにより、権利・法律行為の登録時に通知する必要があります。なお、金融機関の債務者及び非金融機関の債権者が、権利・法律行為の登録前に納税することを選択する場合には債務残高証明書の提出は求められません。
- (i)債務者の住所地、(ii)事業所の所在地、(iii)譲渡した不動産の所在地を管轄する歳入局地方支所に債務残高証明書を提出することにより、歳入局長官に通知する必要があります。

金融機関及び非金融機関の債権者及び債務者が、タイ中央銀行が定める金融機関向けの債務整理の規則に則り、整理が必要な債務に対する債務残高確認書を共同で作成した場合には、2020年7月29日付で公表された勅令第709号に基づく債務整理の規則と基準に関する従前の歳入局長官通達（第21号）の規定に従い、2020年12月31日以前に作成された債務残高確認書に限り、引き続き効力を有します。

### ブロックチェーンネットワーク上での電子請求書又は電子領収書の作成、発行、受領若しくは保存に係る規則、手続及び要件

2021年1月20日付で、2021年2月1日から2021年7月31日までの間に有効となるブロックチェーンネットワーク上での電子請求書又は電子領収書の作成、発行、受領若しくは保存に係る規則、手続及び要件を定める歳入局長官通達（第30号）が公表されました。詳細は、以下のとおりまとめられます。

#### ブロックチェーンネットワークのサービスプロバイダ-資格要件

ブロックチェーンサービスプロバイダとしての登録を希望する事業者は、一定の資格を有することの他、一定の規則及び要件を遵守することが求められます。

- 歳入当局の「Tax Sandbox」キャンペーン（テクノロジーを活用することで徴税行為を改善するためのキャンペーン）に参加すること
- タイの電子取引開発機構（Electronic Transactions Development Agency：以下「ETDA」）が認定・承認したブロックチェーンネットワークのインフラを有すること
- 使用するブロックチェーンネットワークが、ハードウェアとソフトウェアの双方の観点に鑑みて十分なレベルの安全性と信頼性を備えており、かつ、データへのアクセスを制御する手段を有していること
- 歳入局による検討及び承認を受けるため、2021年2月28日までにブロックチェーン事業者申請書（歳入局により指定されたもの）をETDAの証明書と併せて歳入局長官に提出すること

#### ブロックチェーンネットワークを介した電子請求書及び電子領収書の発行

ブロックチェーンネットワークサービスプロバイダの顧客である電子請求書及び電子領収書の発行者は、以下に掲げる規則に従うことが求められます。

1. 歳入法（状況に応じて、第86/4条、第86/9条、第86/10条、第105条 bis）が規定する必須情報を含む電子請求書及び電子領収書を発行すること

2. 上記 1.に掲げる電子請求書及び電子領収書を、以下のいずれかの方法により作成すること
  - Excel ファイル形式で作成された電子フォームにより、ブロックチェーンネットワークに取り込む方法
  - 電子請求書及び電子領収書の作成に関する従前の通達（2019 年 10 月 18 日付、歳入局長官通達第 15 号）に規定する手続により、ブロックチェーンネットワークに取り込む方法、又は、
  - サービス提供者が指定した形式や手続に基づき、ブロックチェーンネットワークに取り込む方法
3. 電子商取引法に基づき電子請求書及び電子領収書の受領者が指定するネットワークシステムであるブロックチェーンネットワークを介して、歳入法第 86 条が規定する物品購入者又はサービス受領者に電子請求書を発行、又は、歳入法第 105 条が規定する購入者、分割払い購入者又は支払者に電子領収書を発行すること
4. サービス提供者からサービス受領者に対して電子請求書及び電子領収書が発行される場合、2019 年 10 月 18 日付で公表された歳入局長官通達第 15 号の規定に基づき、電子請求書及び電子領収書の発行者は、歳入局に電子請求書及び電子領収書の提供は求められないこと

#### 電子請求書及び電子領収書の保管と管理

ブロックチェーンネットワークサービスプロバイダーを介して電子請求書又は電子領収書を発行する VAT 登録事業者、及び、VAT 登録事業者から電子請求書又は電子領収書を受領する物品購入者及びサービス受領者は、以下のいずれかの方法により、電子請求書及び電子領収書を保管し、管理する必要があります。

1. 原資フォーマットからデータが変更されていない限り、いかなる電子的フォーマットでも可。
2. 書類の原資フォーマット、又は、
3. ブロックチェーンネットワークに係る電子商取引法の規定に基づき印刷されたフォーマット。印刷された電子請求書又は電子領収書には、「この書類は電子的に作成され、歳入局に送信されたものです」という旨の（電子的に作成された）文言が含まれていることが求められます。この場合、印刷された電子請求書又は電子領収書は原本として依拠することが可能です。

#### 当初の電子請求書の取消と新規の電子請求書の発行

当初の電子請求書を取り消して新規の電子請求書を発行する場合、発行者は、電子的な形式により、新規の電子請求書番号及び発行日付（年／月／日）を記載した新規の電子請求書を作成することが求められます。新規発行した電子請求書には、「新規の電子請求書に差し替えるため、発行日付（年／月／日）に係る第...番の当初の電子請求書を取り消します」という旨の文言が含まれていることが求められます。なお、当該取消は、新規の電子請求書が作成された月の output tax report に記録されることが求められます。

電子領収書を取り消して新規の電子領収書を発行する場合においても、同様の規則が適用されます。

## Contacts

### Anthony Visate Loh

#### International Tax & Legal

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40112

Email: aloh@deloitte.com

### Mark Kuratana

#### Global Employer Services

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40125

Email: mkuratana@deloitte.com

### Chairak Trakhulmontri

#### Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40157

Email:  
ctrakhulmontri@deloitte.com

### Stuart Simons

#### Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40135

Email: ssimons@deloitte.com

### Darika Soponawat

#### Business Tax (Tax Compliance)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40115

Email: dsoponawat@deloitte.com

### Thirapa Glinsukon

#### Business Tax (Tax Compliance)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40159

Email: tglinsukon@deloitte.com

### Dr. Kancharat Thaidamri

#### Transfer Pricing

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40118

Email: kthaidamri@deloitte.com

### Nu To Van

#### Indirect Tax (Customs & VAT)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40163

Email: ntovan@deloitte.com

### Korneeka Koonachoak

#### Business Tax (Value Chain Alignment)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40122

Email: kkoonachoak@deloitte.com

### Wanna Suteerapornchai

#### Business Tax (M&A)

Tel: +66 (0) 2034 0000 ext 40144

Email: wsuteerapornchai@deloitte.com



Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the “Deloitte organization”). DTTL (also referred to as “Deloitte Global”) and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see [www.deloitte.com/about](http://www.deloitte.com/about) to learn more.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

About Deloitte Thailand



In Thailand, services are provided by Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Co., Ltd. and its subsidiaries and affiliates.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited (“DTTL”), its global network of member firms or their related entities (collectively, the “Deloitte organization”) is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities..

© 2021 Deloitte Touche Tohmatsu Jaiyos Advisory Co., Ltd.